

議案第5号

里庄町職員の給与に関する条例の一部改正について

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

別表第2(第3条関係)の等級別基準職務表には、職員の職務を給料表の各等級に分類する際に基準となるべき職務を定める必要があるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

里庄町職員の給与に関する条例（昭和27年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

級	基準職務
1級	定型的な業務を行う主事、技師、栄養士又は教諭の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、栄養士又は教諭の職務
3級	主任、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う教諭の職務
4級	主査、困難な業務を所掌する教諭の職務
5級	課長補佐、局長補佐、室長補佐又は園長代理の職務
6級	課長、会計管理者、事務局長、室長、参事、理事又は困難な業務を所掌する園長代理の職務

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。